

基本構想・基本計画修正(案)

〔基本構想 P9 修正案〕

(4) 下野市の経済規模の見通し

下野市の経済規模を、商業（卸売、小売）の年間販売額と工業製造品出荷額、農業算出額から表すと以下のとおりとなります。

まず、下野市の人口が平成 22 年には約 ~~60,640~~**60,600** 人、平成 27 年には約 ~~61,647~~**61,600** 人となることから、一人当たりの商業（小売）年間販売額が現状と同額で推移すると想定して平成 22 年には約 458 億円、平成 27 年には約 466 億円となります。また、商業（卸売）と工業については、工場や物流基地等の誘致競争など厳しい状況がある反面、首都圏の経済が好調であることを踏まえて、平成 14～17 年度の名目経済成長率の平均値 0.5% で増加すると想定します。これにより、商業（卸売）販売額については平成 22 年には約 394 億円、平成 27 年には約 404 億円で、工業製造品出荷額については、平成 22 年には約 1,848 億円、平成 27 年には約 1,895 億円となります。さらに農業については、高齢化等に伴う担い手の減少等の要因と技術革新等による増加要因があり、さらに自然条件による変動も大きいことから増減を判断せず、将来にわたって現状値の約 90 億円が続くものと想定します。

この結果、下野市の経済規模(フレーム)は平成 17 年の約 2,723 億円から平成 22 年には約 2,790 億円、平成 27 年には約 2,854 億円となることが想定されます。

経済規模の見通し

(人：百万円)

	平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 32 年 (2020 年)
人 口	59,132	60,640 60,600	61,647 61,600	62,144 62,100
工業 製造品出荷額等	180,254	184,806	189,472	194,257
商業(卸売) 年間販売額	38,387	39,356	40,350	41,369
商業(小売) 年間販売額	44,670	45,809	46,570	46,945
農業 農業産出額	8,990	8,990	8,990	8,990
経済フレーム	272,301	278,961	285,382	291,561
年間成長率		0.49%	0.46%	0.43%

(注) 推計の基準としている平成 17 年の数値には、この年の統計データ(確定値)が存在しないため、平成 16 年の工業統計、商業統計及び生産農業所得統計の数値を用いる。

なお、本構想の目標年度である平成 23 年度には、工業製造品出荷額は約 1,857 億円、商業（卸売）販売額は約 396 億円、商業（小売）年間販売額は約 460 億円、農業産出額は約 90 億円と見込まれることから、これを合算した経済規模は約 2,802 億円となり、この間は法人市民税等において現状とほぼ同水準か、やや上回る水準の税収が見込まれます。

6 (1) 協働のまちづくりの推進

現状と課題

行政と協働して地域社会を支えるのは、自治会等の地縁型コミュニティのほか、NPO や市民ボランティアですが、市内の栃木県認証 NPO 法人は平成 17 年時点で 5 団体となっています。市民の地域活動は、自治会を中心とした自主的なコミュニティ活動や地域福祉や教育その他の各般にわたるボランティア活動が中心となっています。

市内には自治会の連合組織やコミュニティ推進協議会などのコミュニティ組織がありますが、合併後の市民の一体性の醸成や協働のまちづくりを図っていくためには、自治会を中心としたコミュニティ活動や、ボランティアの育成と支援、更なる連携の強化が必要です。

また、広報紙やホームページにより行政情報の積極的な公開を推進していますが、今後とも、市民と行政との情報共有や行政の透明度の向上を図る必要があります。

基本方針

市民が主体的に地域に関わり、行政との協働によるまちづくりを進めるうえで、市民の意識の醸成、誰もが地域活動に参加しやすい環境整備が必要です。

地域社会がまちづくりの活動を的確に行えるよう、地域社会の一体感を醸成する活動の喚起と支援を進めます。また、地域においてまちづくり活動が活発に行われるよう、NPO 団体や市民ボランティアの登録を促進し、まちづくりの担い手を育成するとともに、将来の地域のリーダーの育成を図ります。

市民と行政との情報共有と行政の透明度の向上を図るため、市民が情報を簡単に入手できる仕組みや、市民間の情報交流を活発化する仕組みを整えます。さらに、市民と行政の協働の基盤づくりのためのパブリックコメントや地域座談会など、市民と行政の対話の機会を確保します。

また、社会の変化に対応し、調和のとれた豊かな人権尊重社会や男女共同参画社会を実現するため、意識啓発に取り組むとともに人権教育、人権問題への対応を推進します。